

## 犯罪被害財産支給手続開始決定公告

平成22年 7月21日

横浜地方検察庁 検察官

下記のとおり、犯罪被害財産等による被害回復給付金の支給に関する法律第6条第1項の規定により犯罪被害財産支給手続の開始を決定したので公告する。

### 記

1 犯罪被害財産支給手続番号 横浜地方検察庁 平成22年第1号

2 犯罪被害財産支給手続開始決定の年月日

平成22年 7月21日

3 支給対象犯罪行為の範囲

(1) 支給対象犯罪行為が行われた期間

平成15年3月ころから平成20年11月14日ころまでの間

(2) 支給対象犯罪行為の内容

池田勝洋らが業として金銭の貸付けを行うに当たり、顧客から口座振込の方法（検察官が既に把握している金融機関口座については、4の(1)を参照のこと）により行った出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律第5条第3項後段の罪のうち、法定の利率（1日当たり0.3パーセント）を超える割合による利息を受領した行為（主な犯行態様については、4の(2)を参照のこと）

4 対象犯罪行為が支給対象犯罪行為の範囲に属するか否かについて判断の参考となるべき事項

(1) 検察官が既に把握している、池田勝洋らが顧客から利息等を受領した金融機関口座

ア	三菱東京UFJ銀行萩ノ茶屋支店	ハセガワ	トクコ名義	普通預金口座3918235
イ	三菱東京UFJ銀行萩ノ茶屋支店	ツジベ	ヒロユキ名義	普通預金口座4501840
ウ	三菱東京UFJ銀行錦糸町駅前支店	フクザワ	ヤスユキ名義	普通預金口座3896916
エ	ゆうちょ銀行横浜貯金事務センター	シミズ	タケヒロ名義	通常口座76304021
オ	三菱東京UFJ銀行玉出支店	オオノ	モリヨシ名義	普通預金口座5230630
カ	三菱東京UFJ銀行都島支店	フジモト	テツオ名義	普通預金口座4740548
キ	三菱東京UFJ銀行城東支店	サカイ	トシヒコ名義	普通預金口座5278222
ク	三菱東京UFJ銀行大府支店	ナカシマ	ヒロシ名義	普通預金口座4611542
ケ	三井住友銀行飾磨支店	ヤマグチ	ジュンコ名義	普通預金口座3681691
コ	三菱東京UFJ銀行船橋支店	ヤマト	ヒロシ名義	普通預金口座0003502
サ	三菱東京UFJ銀行上野支店	イケダ	カツヒロ名義	普通預金口座4973321
シ	三井住友銀行八尾支店	ホンダ	ゲンキ名義	普通預金口座1826085
ス	三井住友銀行大泉支店	フルヤ	アロハ名義	普通預金口座6827832
セ	埼玉りそな銀行桶川支店	ホンダ	マサユキ名義	普通預金口座4325171
ソ	三井住友銀行江戸川支店	キミジマ	マサキ名義	普通預金口座3238280
タ	三菱東京UFJ銀行宝塚中山支店	イデガミ	タカシ名義	普通預金口座4534099
チ	三菱東京UFJ銀行浦安駅前支店	アキモト	ヒサシ名義	普通預金口座4727225
ツ	三菱東京UFJ銀行錦糸町駅前支店	スギモト	ダイ名義	普通預金口座3815767

(2) 主な犯行態様

「あおぞら信販」、「ユープラン」、「セカンド」の屋号で、別途入手した債務者名簿に記載さ

れた債務者に対し、ダイレクトメールのはがきや電話で金員の借入れを勧誘し、債務者指定の口座に振込入金して貸付け、利息や元本等は、被告人らの指定する複数の他人名義の口座に振込入金させて受領していた。

被告人らによる貸付けの金利は、大半が、年利に換算すると、約1,300パーセントないし約4,400パーセントという著しい高金利であった。

5 開始決定の時ににおける給付資金の額

金1,234万621円

6 支給申請期間

平成22年7月21日（水）から同年10月20日（水）までの間

7 犯罪被害財産の没収又はその価額の追徴の裁判に関する事項

- (1) 裁判所名 横浜地方裁判所川崎支部
- (2) 裁判年月日 平成21年6月30日
- (3) 確定年月日 同年7月15日
- (4) 被告人の氏名又は名称 池田勝洋，秋元久司，杉本 大
- (5) 没収又は追徴の理由とされた事実の要旨及び罪名

(事実の要旨)

被告人3名は、共謀の上、財産上不正な利益を得る目的で犯した貸金業法違反の犯罪行為により得た財産の帰属を偽装しようとして、東京都知事の登録を受けずに、平成20年6月10日から同年10月14日までの間、前後607回にわたり、被告人らが管理する銀行預金口座10口座に合計2,164万7,500円を振込入金させて預け入れさせ、もって犯罪収益等の取得につき事実を偽装した。

(罪名)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律第10条第1項前段違反

8 この公告に関する問い合わせ先（申請書の提出窓口）

〒231-0021 神奈川県横浜市中区日本大通9番地  
横浜地方検察庁 被害回復給付金担当  
電話番号 045-211-7600（内線2414）

- 上記3の支給対象犯罪行為の範囲を定める処分不服がある場合には、この公告があった日の翌日から起算して30日以内に当該処分をした検察官が所属する検察庁の長（横浜地方検察庁検事正）に対して審査の申立てをすることができます（提出先は上記8のとおり）。
- 当該処分の取消しの訴えは、審査の申立てに対する裁決を経た後でなければ提起することができませんが、次のいずれかに該当するときは、当該裁決を経ずして当該処分の取消しの訴えを提起することができます。
  - (1) 審査の申立てがされた日の翌日から起算して3月を経過しても裁決がないとき。
  - (2) 支給対象犯罪行為の範囲を定める処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
  - (3) その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- 当該処分の取消しの訴えは、当該処分に係る裁決書の謄本の送達を受けた日から30日以内（送達を受けた日の翌日から起算します。）に、国を被告として（訴訟において国を代表する者は法務大臣となります。）、当該処分をした検察官が所属する検察庁（横浜地方検察庁）の所在地を管轄する地方裁判所に提起しなければなりません。